

府日学418号-1
令和元年7月19日

科学と社会委員会委員長
渡辺 美代子 殿

日本学術会議会長
山 極 壽

公印省略

サイエンスアゴラ 2019（年次総会）の後援について（審議付託）

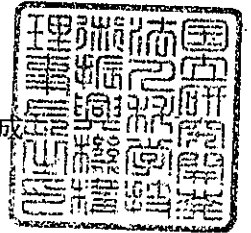
標記について、別添のとおり申請がありましたので、貴委員会の御意見（可否を含む）を令和元年8月13日（火）までに御回答ください。

日本学術会議

会長 山極 壽一 殿

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成



サイエンスアゴラ 2019（年次総会）における後援名義の使用について（申請）

標記サイエンスアゴラ 2019（年次総会）を令和元年 11 月 15 日～11 月 17 日にテレコムセンタービル、日本科学未来館、シンボルプロムナード公園において開催することとなりました。

つきましては、日本学術会議の後援名義使用許可を賜りますようお願い申し上げます。

なお、サイエンスアゴラ 2019（年次総会）開催に係わる経費等については、日本学術会議には一切ご負担をおかけいたしません。

また、サイエンスアゴラ 2019（年次総会）の計画概要等は別紙趣意書のとおりです。

- 1) 会議の名称 サイエンスアゴラ 2019（年次総会）
- 2) 主催者名 主催：国立研究開発法人科学技術振興機構 後援：内閣府、文部科学省等
- 3) 会期 令和元年 11 月 15 日（金）～11 月 17 日（日）
- 4) 場所 テレコムセンタービル、日本科学未来館（東京都江東区）、シンボルプロムナード公園
- 5) 会議の性格と目的

社会の様々な関係者（研究者・専門家、市民、メディア、産業界、行政・政治）に、これからの「社会とともにある科学」と「科学とともにある社会」の実現を目指す場を提供する。具体的には、国内外で、異なる分野・セクター・年代・国籍を超えた関係者をつなぎ、問題の解決や新しい社会的価値の創出に向けて自発的に取り組んでいる方々が集い、お互いの一年の活動を振り返り、総括し、次の活動につなげる新しいテーマを共有する。また、お互いの活動の仲間を募り、発展させ、さらには行動を起こそうとする人を新しく生み出す。

参加対象者：政策決定者、大学・研究機関関係者、中高生、教員、科学館職員、NPO 職員、報道関係者、企業、一般市民 等

6) 会議の計画の概要

① 会議内容

科学コミュニケーション活動に携わる団体・個人からの公募企画、および JST 等関連団体の主催企画により、科学技術と社会のあり方について考えるシンポジウムや ワークショップなど多様な企画を行う。参加人数（見込み）：、1 日あたり 3,000 人程度

② 連絡責任者

国立研究開発法人科学技術振興機構「科学と社会」推進部 未来共創運営グループ
調査役 山本欣司 TEL 03-5214-7493 e-mail kyamamot@jst.go.jp

③ 広報の媒体

ウェブサイトへの掲載、チラシによる周知 等

④ 事故防止対策

事故防止に備え会場内に適切に係員を配置する

⑤ 添付資料 定款、寄付行為、会則、役員名簿、活動状況等その他団体の性格、内容を示す書類

(添付書類)

収支計画書、役員名簿、サイエンスアゴラ 2019（年次総会）実施要領、サイエンスアゴラ 2018（年次総会）開催報告書、国立研究開発法人科学技術振興機構法

本件についての連絡先

国立研究開発法人科学技術振興機構 「科学と社会」推進部

サイエンスアゴラ事務局（黒田、木村、今井）

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5 番地 3 サイエンスプラザ

TEL : 03-5214-7493 E-mail : agora@jst.go.jp

サイエンスアゴラ2019（年次総会） 収支計画書

(単位：千円)

収入

支出

科目	金額	科目	金額
運営費交付金	46,651	運営経費	44,951
企画出展料	2,300	広報関係経費	1,500
		委員会経費	900
		講師謝金・交通費等	1,600
合計	48,951	合計	48,951

※不足が生じた場合には主催者が負担

国立研究開発法人科学技術振興機構 役員名簿

役職	氏名	就任日
理事長	濱口 道成	平成27年10月1日
理事	真先 正人	平成29年10月1日
理事	後藤 吉正	平成27年10月1日
理事	甲田 彰	平成27年10月1日
理事	白木澤 佳子	平成27年10月1日
監事	石正 茂	平成27年10月1日
監事 (非常勤)	徳永 良	平成27年10月1日

サイエンスアゴラ 2019(年次総会)開催趣意書

国立研究開発法人科学技術振興機構

1. サイエンスアゴラ 2019(年次総会)開催趣旨

■サイエンスアゴラとは

サイエンスアゴラとは、あらゆる人に開かれた科学と社会をつなぐ広場です。サイエンスアゴラは、異なる分野・セクター・年代・国籍を超えた関係者をつなぎ、さまざまな人たちが各地で主体的に推進する活動の広場です。この広場に集まる人たちが多様な価値観を認め合いながら、対話・協働を通じて、これからの「社会とともにある科学」と「科学とともにある社会」の実現を目指します。

サイエンスアゴラに集う活動の要件は以下の5つです。

- (1) 社会とともにあること、社会のためにあること
- (2) 科学技術に関すること
- (3) 自発的であること
- (4) 多様な人とのつながりを大切にすること
- (5) 公開できること

科学技術振興機構は、2006 年よりサイエンスアゴラを開始し、2019 年は 14 回目の開催となります。私たちはサイエンスアゴラを「科学技術振興機構が主催する年に一度のイベント」から、「いつでもどこでもつくられる皆の活動の場」に発展させるため、同じ問題意識を持って努力されている各地の方々とネットワークの形成に取り組んでいます。国内外で問題の解決や新しい社会的価値の創出に向けて自発的に取り組んでいる方々となつなぎ、お互いの活動を伝え合い、学び合い、助け合っていきたいと考えています。各地で自発的な取り組みがいつでも生まれ、助け合いの輪がどこまでも広がっていく社会を目指します。

また、2016 年からサイエンスアゴラを「年次総会」と位置づけ、国内外からサイエンスアゴラの関係者が集い、お互いの一年の活動を振り返り、総括し、次の活動につなげる新しいテーマを共有する場にしていこうと考えています。また、活動の仲間を募り、発展させ、さらには行動を起こそうとする人を新しく生み出す場としてもいきたいと考えています。サイエンスアゴラのネットワークを広げ、年次総会を皆さんとつくる広場にしていこうと思います。

■ビジョン

サイエンスアゴラを通して、長期的に伝えていきたい考え方を次のように設定しています。

科学とくらし ともに語り 紡ぐ未来

20 世紀の科学技術は富や力の追求と並行して発展してきました。しかし限りある地球資源と世界のひずみを前に、今日の科学技術には限界も見え始めています。とくに成長社会から成熟社会へと移行し、多くの問題を抱え先行きの見えにくい今の日本では、関係者が集う場をつくり、科学と社会のこれからをともに考え、互いの考えを尊重して未来を創っていくことが必要であり、その文化を育てていきたいと考えています。また、ともに考え、行動するあり方は、国・地域や文化によって多様であり、日本ならではの方法を模索したいと考えています。

2. サイエンスアゴラ 2019(年次総会)開催概要

一般公募および関係機関との協力によりプログラムを構成し、サイエンスアゴラ 2019(年次総会)を以下のとおり開催します。

■サイエンスアゴラ 2019 のテーマ

サイエンスアゴラ 2019(年次総会)では、以下のテーマを掲げます。

Human in the New Age -どんな未来を生きていく?-

あなたは、科学技術の開発がさらに進んでいるであろう未来に、どんな暮らしをしたいですか？

望む未来に必要な技術とは？機械や新技術に委ねたくない人間性とは？

サイエンスアゴラ 2019 では、そもそも人間とは何なのか、自分は何を選びたいのか、目の前のものをどう使いたいのかを、さまざまな視点から考える機会を提供します。

■日程 :2019 年 11 月 15 日(金)16 日(土)、17 日(日)

■会場 :テレコムセンタービル、日本科学未来館、シンボルプロムナード公園(ウエストプロムナード)

■主催等

主催:国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)

協力(検討依頼中):

株式会社東京レポートセンター、株式会社フジテレビジョン

協賛:(調整中)

後援(申請中):

内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、日本学術会議、一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会、一般社団法人国立大学協会、日本私立大学団体連合会、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人産業技術総合研究所

■提供企画公募

公募期間 : 6 月 3 日(月)~6 月 30 日(日)

審査期間 : 7 月上旬~8 月上旬 企画審査、採択・不採択の決定予定

企画の形式	
セッション出展 (アリーナ、会議室)	講演会、シンポジウム、ワークショップなど
セッション出展 (共創テーブル)	ワークショップ、実演など
ブース出展	ワークショップ、実演、工作・実験など

会場使用料は以下の通り

・セッション出展(アリーナ、会議室)、ブース出展:1 枠/ブースあたり 2 万円

・セッション出展(共創テーブル):1 枠あたり 1 万円

なお、展示物制作費、会場までの交通費等は企画提供者負担

【参考 1】 年次総会参加者のカテゴリ

サイエンスアゴラの運営に参加する機関は、自らがサイエンスアゴラ年次総会の主催機関、協力機関、協賛機関、後援機関であることを、サイエンスアゴラの公式ホームページに掲載させていただきます。

運営者 (Organizer)

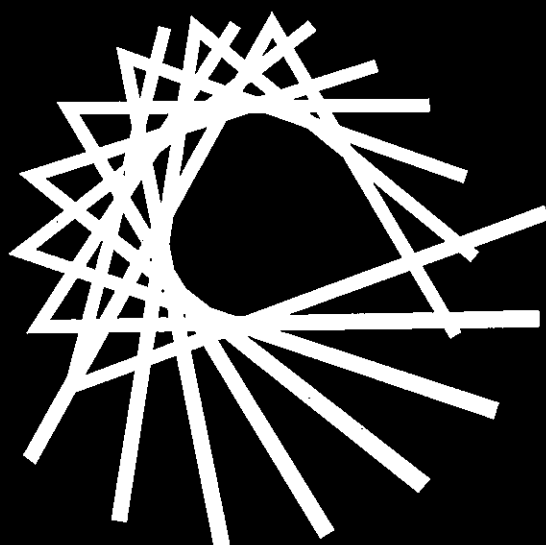
主催 (Host)	サイエンスアゴラ開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催する。
協力 (Collaborator)	サイエンスアゴラの趣旨に賛同し、物品や設備、人的サービス等の費用以外の負担で支援を行う。
協賛 (Sponsor)	サイエンスアゴラの趣旨に賛同し、協賛金等の費用負担で支援を行う。
後援 (Supporter)	サイエンスアゴラの趣旨への賛同を公式に表明する。

参加者 (Participant)

企画提供者 (Contributor)	シンポジウムやブース展示等を企画して参加する機関・個人。
来場者 (Attendee)	企画に興味・関心を持ち、当日会場に来場する機関・個人、及び来場した招待者や報道関係者など。

【参考 2】サイエンスアゴラ 2018(年次総会)開催実績

日 時	2018 年 11 月 9 日(金)～11 日(日)
場 所	東京・お台場(テレコムセンタービル、日本科学未来館)
参 加 者	4,021 名
出 展 数	120 プログラム
出展形式	ワークショップ、シンポジウム、展示、実験教室、サイエンスショー等



SCIENCE AGORA 2018

科学と社会の関係を深める3日間

サイエンスアゴラ2018 11.9(金)→11(日) 10:00~16:00(初日13:00~16:15)

[会場] 東京・お台場地域 [9日] 日本科学未来館 [10日・11日] テレコムセンタービル

入場無料 ※一部、実費をいただく場合があります

開催報告書

サイエンスアゴラ 2018 概要

2018年11月9日(金)～11日(日)、テレコムセンター、日本科学未来館にて、「サイエンスアゴラ2018(年次総会)」(JST 主催)が開催されました。

サイエンスアゴラとは

サイエンスアゴラとは、あらゆる人に開かれた科学と社会をつなぐ広場の総称です。

サイエンスアゴラは、異なる分野・セクター・年代・国籍を超えた関係者をつなぎ、さまざまな人たちが各地で主体的に推進する活動の広場です。この広場に集まる人たちが多様な価値観を認め合いながら、対話・協働を通じて、これからの「社会とともにある科学」と「科学とともにある社会」の実現を目指します。

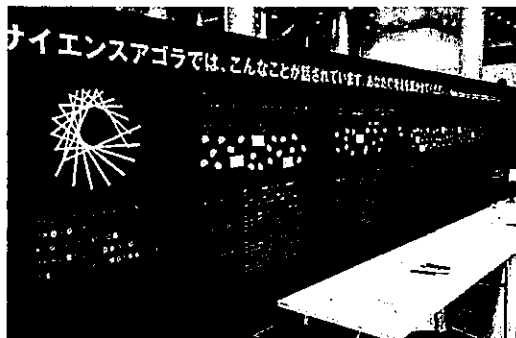
サイエンスアゴラのビジョン

サイエンスアゴラの間を通じて、長期的に伝えていきたい考え方を次のように設定しています。

科学とくらし ともに語り 紡ぐ未来

20世紀の科学技術は富や力の追求と並行して発展してきました。しかし限りある地球資源と世界のひずみを前に、今日の科学技術には限界も見え始めています。とくに成長社会から成熟社会へと移行し、多くの問題を抱え先行きの見えにくい今の日本では、関係者が集う場をつくり、科学と社会のこれからをともに考え、互いの考えを尊重して未来を創っていくことが必要であり、その文化を育てていきたいと考えています。また、ともに考え、行動するあり方は、国・地域や文化によって多様であり、日本ならではの方法を模索したいと考えています。

- ①「場をつくる」だけではなく、皆が共に考え、未来社会を創り出すという考え方を強調しました。
- ②「くらし」に込めた考え:一人一人のくらし・生き方に着目することが、ひいては社会全体を考えることになると考えています。
- ③「紡ぐ」に込めた考え:未来社会の創造に向けた日本ならではの方法を模索する重要性を込めました。
糸紡ぎを想起し、細くバラバラな短い繊維をより合わせて意味のある形に調和させ、一足飛びではなく徐々に創り込んでいく過程だと考えています。



サイエンスアゴラ2018のテーマ

越境する

科学技術の発展の中で、学問分野は専門性が鋭く極められ、物事をより深く追求できるようになりました。しかし、社会の新しい価値に気づき、現代の多様な問題を解決するためには、ひとつの学問分野や立場、世代の知恵だけでは十分ではありません。すでに、様々な壁を越えて人々の知恵を紡ごうとする動きは見え始めています。私たちひとりひとりが心豊かに生きていくために科学技術をどう取り入れていくのか、科学技術には何ができるのか、学問分野、立場、国、文化、世代の壁を越えてともに考える場としましょう。



開催概要

- 名称:サイエンスアゴラ2018
- 会期:2018年11月9日(金)～11日(日)10時～16時
(9日 13時～16時15分まで)
- 会場:9日 日本科学未来館(セレモニー会場)
10日・11日 テレコムセンタービル(メイン会場)
- 主催:国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)
- 協力:株式会社東京レポートセンター、株式会社フジテレビジョン、ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社、ユニティ・テクノロジーズ・ジャパン合同会社、京都工芸繊維大学KYOTO Design Lab
- 後援:内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、日本学術会議、一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会、一般社団法人国立大学協会、日本私立大学団体連合会、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人産業技術総合研究所
- グローバルパートナー:AAAS、EuroScience、韓国科学創意振興財団、南アフリカ共和国科学技術省
- 協賛:旭化成株式会社、エルゼビア・ジャパン株式会社、日本電信電話株式会社
- 参加費:無料※企画により一部有料(材料費等)
- 参加方法:自由参加※一部事前登録が必要な場合あり

開催結果

■サイエンスアゴラ2018（年次総会）

参加者数

	来場者	出展者	ゲスト	プレス	合 計
＜東京都＞ サイエンスアゴラ2018年次総会 11月9日（金）～11日（日）	2,764	1,218	14	25	4,021

出展プログラム数

	サイエンスアゴラ2018年次総会 11月9日（金）～11月11日（日）
ブース	70
セッション	50
合 計	120



■サイエンスアゴラ2018（連携企画）

参加者数

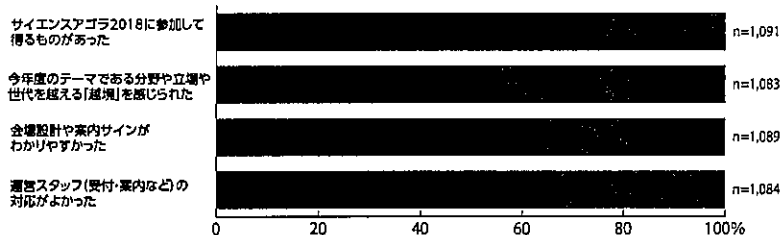
	来場者	登壇者	ゲスト	プレス	合 計
＜兵庫県＞ サイエンスアゴラ in KOBE 11月23日（金・祝）	165	8	0	5	176



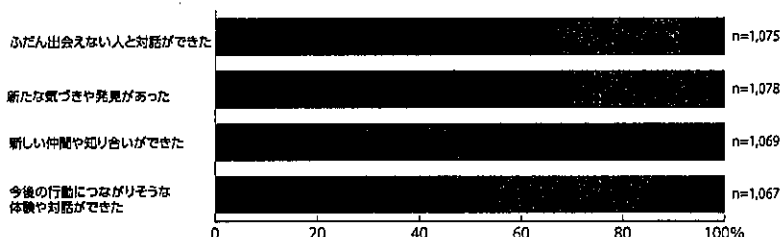
■来場者アンケート結果

Q1 サイエンスアゴラ2018についての感想をお聞かせください。

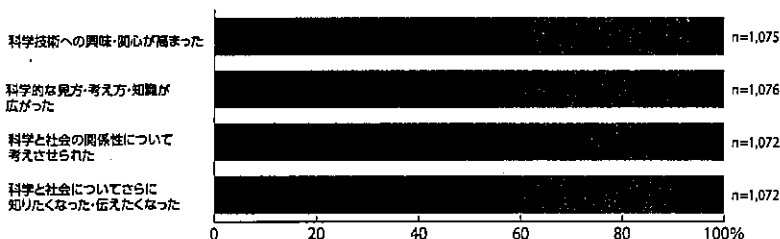
■ そう思う
 ■ ややそう思う
 ■ あまりそう思わない
 ■ そう思わない



Q2 サイエンスアゴラ2018での体験などを教えてください。

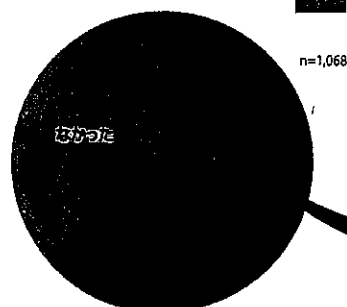


Q3 サイエンスアゴラ2018に参加して、あなたの態度や考え方などはどのように変わりましたか。



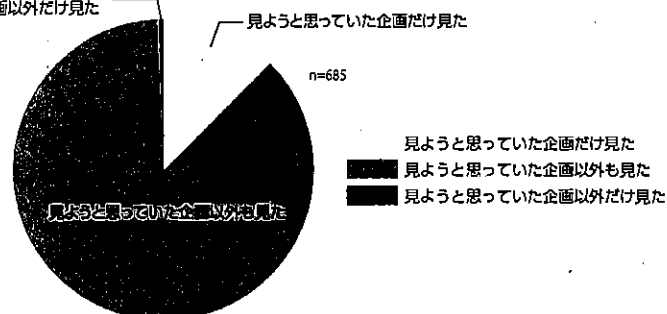
Q4 来場前から見ようと思っていた企画はありましたか。

■ あった
 ■ なかった



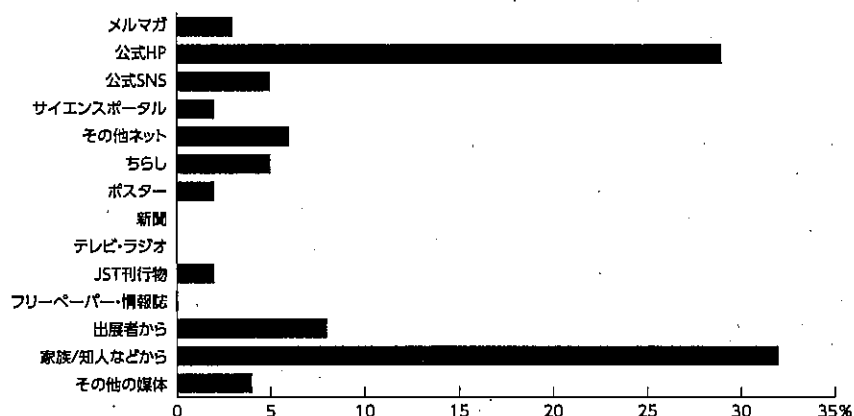
Q5 来場前から見ようと思っていた企画以外も見ましたか

■ 見ようと思っていた企画以外だけ見た
 ■ 見ようと思っていた企画だけ見た

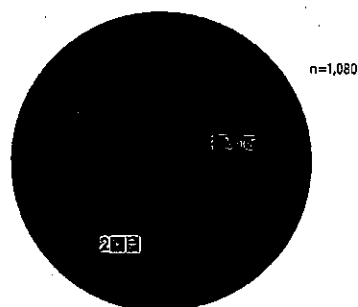


■来場者アンケート結果

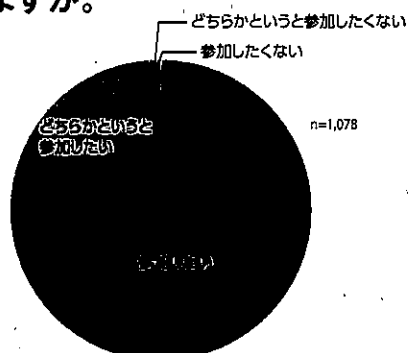
Q6 サイエンスアゴラ2018をどのように知りましたか？ (いくつでもご記入ください)



Q7 いままでサイエンスアゴラへの 来場はありましたか。



Q8 サイエンスアゴラにまた参加したいと 思いますか。



■来場者のみなさまより (多くのご感想をいただいているため、一部のみ掲載しています)

- ・高校が出展しているブースが多く、今の高校生の科学への取り組みが、とても進んでいることに驚きました。
- ・知る、というところでは分かりやすかったブースばかりでした。生かす、マッチングという意味では少しもの足りなかったです。
- ・研究機関だけでなく、ビジネスにつながるようなブースがありました。
- ・各ブース内容がもりだくさんで充実していた。ファミリー向けのブースなどはパンフレット等にマークがあるとよい。
- ・ワークショップの場所がせまい気がします。参加しやすくまた見学も自由に出来る工夫を期待。
- ・比較的、一般受けする題材に偏っている印象です。もっとサイエンスの奥深さを感じられるような、やや難しい題材にも踏み込んだ出展が多くなるような工夫を考えて頂けると良いと思います。
- ・学生から大学機関、学会まで幅の広い出展がとても面白かったです。科学と社会のつながりを感じました。
- ・領域をこえた企画については、たいへん興味深いものが多かった。もっとわかりやすい表現や発信が必要だと感じた。展示も少なくなかったと思いました。
- ・出展が昨年と同じところが多く感じた。(内容も)
- ・様々な人と話ができたことがよかったです。企業のご年配や学生さん、色々な人との交流がたのしく、大学や病院も受験じゃなくて、人間的な交流がふえたらいいなと思いました。
- ・子どもだけでなく大人1人でも気軽に声をかけてもらって、話をしやすかった
- ・ブース展示の中にはテーマとの関わりより、その団体の紹介になっているものもある。出展の基準を明らかにしてほしい。
- ・夏休み時期にやるべきだと思う。やっている内容はすばらしい。大学などでの開催も良いと思う。
- ・子ども達と普段体験する事のない事にふれさせていただけで楽しかったです。
- ・企業×学生のコラボ企画は、おもしろいと思いました。地方の学校が参加しているのもよかった。
- ・環境のことも化学的なことも、年代問わず関われる。それが、子供の興味のかっけになりそうなものも多く、私はこのイベントが大好きだし、次も楽しみです。
- ・「社会と科学をつなぐ」ことが皆さんも課題を持っているんだなあ、と印象に残りました。来年こそは出展者側として、科学、教育を社会とつなげたいです。
- ・もっとサイエンスの奥深さを感じられるような、やや難しい題材にも踏み込んだ出展が多くなるような工夫を考えていただけると良いと思います。
- ・未来に向かって様々な研究や実験をされていて素晴らしいと思いました!!これからもどんどん新しい発見などして頂きたいと思います。
- ・高校生による展示をさらに増やしてほしい。
- ・科学のアウトリーチについて、体験型から学習型までバランス良く楽しめた!
- ・3時間のステージは長すぎて参加できない。
- ・授乳室があると良かった。
- ・パンフレットをもう少し見やすくしてほしい。
- ・PM 7時くらいまでゆっくり見たい。PM 4時は短く感じた。
- ・多分野での科学分野について知ることができ、非常に幅広い技術を得られた。
- ・体感的に、体験系が多くなったイメージがある。分野外でもわかりやすかったので次回もそうしてほしい。
- ・1つの建物だけでやっているのは見やすかったです。16時に終了は少し早いと思います。外から見た時のイベント感も少し薄いように思いました。
- ・こんなすばらしいイベントは他にないので、続けてほしい。小学校で周知はなかったので、小学校レベルで宣伝をしたら人が増えるのではないかな。



主要企画報告

■開幕セレモニー

日 時：11/9（金）13:00-13:30

会 場：日本科学未来館 7階 未来館ホール

出展者：科学技術振興機構

登壇者

濱口 道成（科学技術振興機構 理事長）

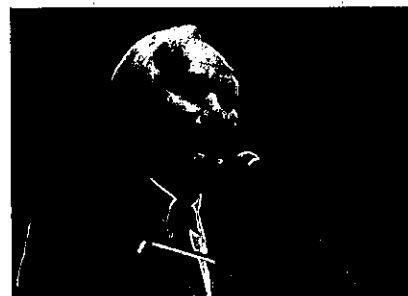
白須賀 貴樹（文部科学省 文部科学大臣政務官）

佐藤 文一（内閣府 大臣官房審議官）

吉村 隆（日本経済団体連合会 産業技術本部長）

チェヨング（韓国科学創意振興財団 理事）

真先 正人（科学技術振興機構 理事）



主催者を代表して濱口理事長から開会の挨拶があり、その後国内外の来賓からの挨拶、真先理事による開会宣言が行われました。主なメッセージは下記の通りでした。



●主なメッセージ

- ◆サイエンスアゴラは今年で13回目を迎えます。ブタベスト宣言から来年で20年になるが、宣言の4番目にある「科学における、社会のための科学」の持つ深い意味を強く感じています。科学を科学者だけのものにせず、社会全体で「共」に科学を「創」ることが大切になっております。今年のアゴラは「共創」を大切にします。（JST濱口理事長）
- ◆サイエンスアゴラは、あらゆる立場の方が一堂に会し、対話・協働を通じて、科学技術について考え、様々な知識や価値観を共有することができる重要な場です。第5期科学技術基本計画で、未来社会の姿として打ち出している「Society 5.0」の実現や、SDGs実現のため、科学技術的アプローチはますます重要となっていきます。（白須賀文部科学大臣政務官）
- ◆情報、人材、知恵等の融合が科学技術イノベーションの本質であり、多様なステークホルダーによる共創の必要性がますます高まっています。地球規模課題についても同様の取り組みが必要であり、サイエンスアゴラという対話と共創の場が、より一層重要になっていきます。（佐藤大臣官房審議官）
- ◆「Society 5.0」の実現に向け、全力で取り組んでいきたいと考えています。自然科学の知見は繁栄をもたらす一方で、格差などの問題を生んでいることも事実です。これらを克服するためには、人文科学・社会科学を含めたより幅広い意味でのサイエンスを総動員する必要があります。サイエンスアゴラの場合は、「Society 5.0」という未来を共に創りあげられる場です。（日本経済団体連合会 吉村産業技術本部長）
- ◆いかにAIを共存するか、という時代がやって来ています。市民が科学に関心を持ち、理解をしていく必要があります。サイエンスアゴラに集まっている人々が知識を寄せ合うことで、変革を遂げることができると考えています。サイエンスアゴラは、科学と社会の間のコミュニケーターの役割を果たすことができる場です。（KOFACチェ理事）
- ◆今年のサイエンスアゴラでは、4つのトピックを設けており、各トピックに沿った選りすぐりの企画が集結しています。各トピックには更に「問い」を設けているので、ぜひ皆さんで考えてみてほしいと思います。この3日間で、私たちひとりひとりが心豊かに生きていくための科学技術をどう取り入れるか、科学技術には何ができるか、ともに考える場としましょう。（JST真先理事）

■基調講演

「あらゆる制限を超えて 75 億人をつなぐ挑戦」 ～一企業に閉じない、グローバルでチャレンジングな共創～

日 時：11/9（金）13:30-14:30

会 場：日本科学未来館 7 階 未来館ホール

出展者：科学技術振興機構

登壇者

津田 佳明 (ANAホールディングス株式会社 デジタル・デザイン・ラボ チーフ・ディレクター)

深堀 昂／梶谷 ケビン (ANAホールディングス株式会社 デジタル・デザイン・ラボ アバター・プログラム・ディレクター)



ANAによる全く新しい発想での新たな市場・需要の創出にむけた挑戦、その一環として推進されるAvatarプロジェクト、そして米国の非営利団体 X Prize Foundationと組んだANA Avatar X Prizeについて、ANAデジタル・デザイン・ラボの方々3名による基調講演がありました。会場からは、Avatarの用途や普及に要する期間について質問がありました。登壇者の主要メッセージは下記の通りでした。



●主なメッセージ

- ◆ANAはヘリコプターを2機保有するベンチャー企業としてスタートした歴史があります。自らのかたちを自ら革新して今日まで成長してきました。社内に「ANA Digital Design Lab」を設立し、経営理念「世界をつなぐ心の翼」を胸に、多様なメンバーが、自由な発想でテーマをつくり、その実現に取り組んでいます。(津田佳明さん)
- ◆Avatarとは、未来の「移動」手段です。時間・距離・文化・年齢・身体能力を問わず「移動」できる技術となります。現在、全世界の人口の6%にしか航空事業は影響を与えていません。100%すべての人に貢献し、75億人をつなぐことを、Avatarプロジェクトの目的としています。(梶谷ケビンさん)
- ◆ANA Avatar X Prizeとは、グローバルな賞金レースです。昨年からレースのテーマを考えるコンペが始まり、その中でANA Avatarプロジェクトが採用されました。当初はテレポーテーションのアイデアを提案していましたが、5～10年での実現可能性に鑑み現在のAvatarとなりました。人が行けない所へ行けるようになり、専門家の技術を真に求めている人へ時空を超えて提供できるようになります。(深堀昂さん)
- ◆悪用されることがないよう、ルールづくりを行うことは必要です。地域・国・文化をまたいでAvatarが使われるためには、社会の中で運用するためのルールづくりは技術と共に考える必要があります。(津田さん、深堀さん)

■キーノートセッション

SDGs 達成の先に何を見るかー未来の幸福をデザインする社会の共創

日 時：11/9（金）14:45-16:15

会 場：日本科学未来館 7階 未来館ホール

出展者：科学技術振興機構

キーノートセッションでは、SDGs達成の先にどのような社会を見るか、未来の世代に渡す人類の本当の幸福とはどのようなものかに立ち返りながら、これからの研究開発や産業が提供していく価値、進むべき方向、登るべきステップを探りました。

登壇者

〈パネリスト〉

小松 太郎 (上智大学総合人間科学部教授、グローバル教育センター長)

國枝 秀世 (JST 上席フェロー)

深堀 昂 (ANA ホールディングス株式会社 デジタル・デザイン・ラボ アバター・プログラム・ディレクター)

Kay Firth-Butterfield (世界経済フォーラム AI・機械学習プロジェクト長)

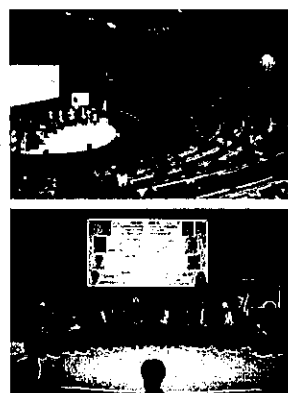
Hank Kune (Founding Partner of the Future Center Alliance (FCA))

Martha Russell (Executive Director of mediaX at Stanford University and Senior Research Scholar at the H-STAR Institute)

Michiel Kolman (Senior Vice President-Information Industry Relations and President International Publishers Association Diversity and Inclusion in the publishing at Elsevier)

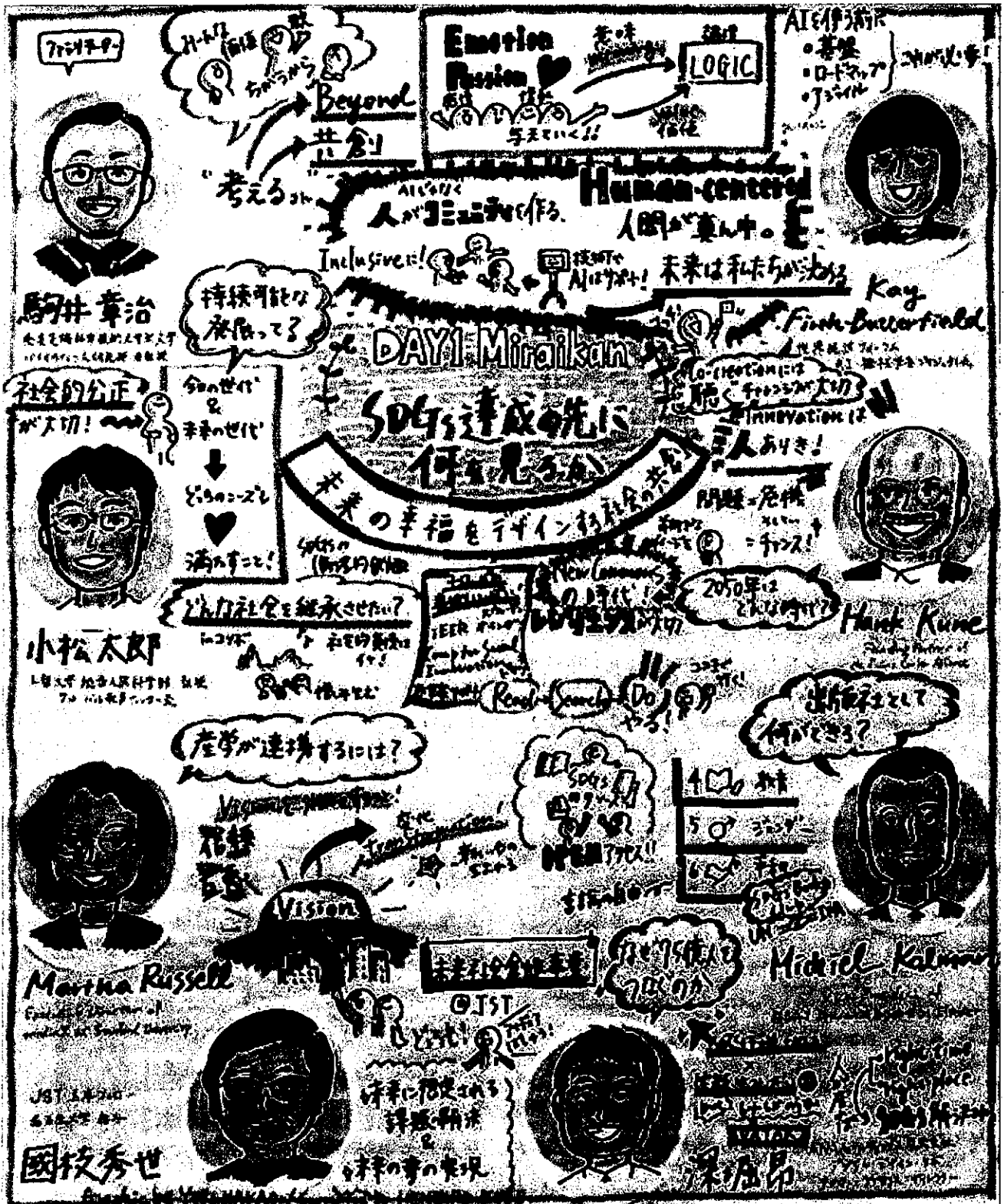
〈ファシリテーター〉

駒井 章治 (奈良先端科学技術大学院大学 バイオサイエンス研究科 准教授)



●主なメッセージ

- ◆世界には多様な価値観、課題が存在する。同じテクノロジーでも本当にアクセラを踏むだけでよいのか、我々が求めている幸福はどのようなもので、それを解決する形でテクノロジーが使われているのかということを考えたい。(駒井章治さん)
- ◆SDGs達成といったときに、我々が持続したいと思う社会的・倫理的側面にもっと焦点を当てていきたい。武力衝突が起きる地域では、その前に不正があった場合が多い。旧ユーゴスラビアで民族対立を煽った政治家やそれを支持した人々は高学歴者だった。SDGsを実現していく上でSTEMと社会科学・人文の融合を目指した教育がこれから求められる。キーワードは社会的公正と次世代に対する責任。(小松太郎さん)
- ◆スタンフォード大学のメディアXは産学官の対話を行うインターフェース。約30の研究所のバーチャルネットワークとなっている。どのように技術を使うのか、私たちの生活にどのようなインパクトをもたらすのかという議論は時間がかかる。鍵となるのは「対話を継続すること」。ジャズの演奏のように、メロディやキーを決めて、それぞれ他者の演奏を聴きながら交互に演奏する、それを積み上げるような会話は非常に生産性がある。(SDGsに貢献する技術について) 技術にフォーカスしすぎず、コミュニティにフォーカスすべきだ。人間が独自性を尊敬しながらともにコミュニティをつくる、そこに技術が使われるならばよいが、技術が全てのギャップを埋めてくれるわけではない。思慮深く、将来への責任を持つ必要がある。(Martha Russellさん)
- ◆JSTの未来社会創造事業は、10～20年先を見越して未来社会で想定される課題を革新的技術により解決することを目指している。「未来に想定される課題の解決」には科学技術はもちろんだが、社会改革も必要となる。また課題は見通しがつくが、夢を創造することが難しい。社会との対話によりいいものを取り込んで、議論が議論で終わらないよう実現につないでいきたい。(國枝秀世さん)
- ◆私たちは「解決できない社会問題はない」という強い信念を持っている。「解決できる能力を持った人」が「適切な時」に「適切な場所」にいないことが問題であり、それを実現できればグローバルアジェンダもSDGsも加速できると信じている。(深堀 昂さん)
- ◆SDGsは普遍的行動を求めているが、これには『共創』が必要で単独では達成できない。科学出版社であるエルゼビアはこれまで質の高い情報発信を通じて『読む』こと、『探す』ことを支援してきたが、これを『やる』ことの支援にまで推し進めたい。例えば医師が手術をするときに正しい情報を伝え、手術の要否を判断することなど。(Michiel Kolmanさん)
- ◆2050年の世界は『ニュー・コモンズ』の時代になっていると思う。個人・組織・社会いずれにおいても強靱性(レジリエンス)が重要になる。危機から回復する力、チャンスに向かっていける力が求められる。欧州委員会の共同研究センター(JRC)でも、複数のプロジェクトを行っているが、国境を超えた協力、イノベーションエコシステム、個人に力を与えて市民主導のイノベーションを推進すること、子供たちのいうことを聞くことも重要である。(Hank Kuneさん)
- ◆AIは全ての問題を解決する魔法の杖ではない。ハリーポッターが何年もかかって魔法の杖の使い方を学んだように、私たちはAIを活用するためのロードマップ、基盤を作らなくてはならない。世界経済フォーラムではまさにそれを行おうとしている。重要なことはAIのガバナンスの中に、倫理、インクルージョン、ヒューマンセントリックデザインの3つを含めることだ。政府は何をしたいのかを考えること、またAIの研究者がAIの社会的インパクトも理解するようトレーニングしていくことも必要だ。AIを教育で使う際にも、子供達のプライバシーや、何を学んでいくのか、どんなデバイスを使うのかといったことを考え、基盤を作ることが必要だ。(Kay Firth-Butterfieldさん)
- ◆『SDGsのその先』に現時点で明確な解があるわけではないが、皆さんを刺激することはできたと思う。ある国際会議で『Enlightenment 2.0 (啓蒙2.0)』を議論したが、そこではロジックを積み上げていくことも大事だが、ロジックに意味や価値を与えるエモーションやパッションの部分を大事に考えていきたいという話が出た。本日の議論に通じる点だと思う。(駒井章治さん)



■ハイライト1

Social Haptics: 身体感覚の共有による共感的コミュニティの創出に向けて

日 時：11/11（日）10:15-11:45

会 場：テレコムセンター 1階 アゴラステージ

出展者：科学技術振興機構

RISTEX「日本的 Wellbeing を促進する情報技術のためのガイドラインの策定と普及」

ACCEL「触原色に立脚した身体性メディア技術の基盤構築と応用展開」

概要

家族や地域のコミュニティによって維持される他者との関係性は、情報化された近代社会において、精神的・身体的・経済的セーフティネットとして機能してきました。しかし現在、人と人の関係性の分断は現実の社会だけでなくインターネット上の社会にも及んでいます。

このような現状に対して、人間と情報環境とのインタラクションの観点から新たなアプローチを行えないでしょうか。近年目覚ましく進化する、触れ合いや生体情報などの身体感覚を共有するテクノロジーを活用し、1つの体験を皆で共有したり他者の経験を自分事化することを通じて、共感でつながる新たなコミュニティのスタイルが築かれる可能性を、情報学・社会学・心理学など様々な専門分野の研究者が集まって議論しました。

登壇者

渡邊 淳司(NTTコミュニケーション科学基礎研究所 主任研究員(特別研究員))

田中 由浩(名古屋工業大学 准教授)

坂倉 杏介(東京都市大学 准教授)

チェンドミニク(早稲田大学文学学術院・表象メディア論系 准教授)

安藤 英由樹(大阪大学 准教授)

南澤 孝太(慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 准教授)



安藤英由樹

「情報は本当に人を幸せにしているか？」

Well-being

「こんなことを！
感覚や無意識をサポート。」

「ミニニテ
実の家」

Well-beingの
何ぞ？

南澤考太

「Virtual Realityで
どうや感覚様？」

「実験
「タビ
「ゲーム
「Haptic Designer
の人材ミニニテ育成

田中由浩

「感覚、主体的！」

「実験
「温度
「振動
「力
「方向性
「運動

「感覚とWell-beingをつなぐ！」

「ミニニテ
「どうや
「感覚が
「可能性

Social Haptics

「身体感覚の共有による
社会的ミニニテの創出に向けて」

「DAYB
「共有

「どうや生活に
つなげる？」

「ミニニテ
「参加型
「共有
「Haptic

「文化と創型」

「①多様性
「②Social Haptics
「③主権性
「④共同の共有
「⑤利用に

■ハイライト2

地域での発達障害支援を考えよう ～うちの子、少し違うかも…Final

日 時：11/11（日）13:00-16:00

会 場：テレコムセンター 8階 会議室 B

出展者：科学技術振興機構 社会技術研究開発センター

概要

発達障害支援について医療・療育・教育等の様々な視点で、研究者や現場支援者から、エビデンスに基づいた地域支援の実践例を紹介しました。講演やパネルディスカッションを通じて、発達障害の有無にかかわらず、誰もが多様で豊かな人生を送ることのできる社会の実現のために、多領域専門職の専門的支援と地域住民の生活支援の両輪が、各ライフステージに適した形で『地域』の中で提供されるための具体的方策を分野・領域を超えて、皆さんとともに考えました。

登壇者

外岡 資朗（鹿児島県こども総合療育センター 所長）

神尾 陽子（お茶の水女子大学人間発達教育科学研究所 客員教授）

近藤 直司（大正大学心理社会学部臨床心理学科 教授）

熊仁美（NPO法人ADDS 共同代表）

大石 幸二（立教大学現代心理学部心理学科 教授）



地域での
緊急対応を推進
考えよう
Final

■ハイライト3

ポスト環境問題 ～公害⇒環境⇒次にくる未来に希望を見出すには？～

日 時：11/10（土）10:30-12:00

会 場：テレコムセンター 8階 会議室 A

出展者：国立環境研究所 社会対話・協働推進オフィス

概要

本企画では、環境が他の社会課題と結びついて現前する複雑な状況を「ポスト環境問題」の時代と名付け、解決しなければならないのはどんな問題なのか、解決して私たちが目指したいのはどんな未来なのか、参加者の皆さんと一緒に考えました。パネリストには、専門家とともに、問題解決に向けて行動している高校生、大学生を招きました。

前半はパネリストが、日ごろ取り組んでいる活動をもとに話題提供。「ポスト環境問題」を考える視点として、「環境保護と経済成長の両にらみ」「自発的なアクション」などが提案されました。

後半、「公害⇒環境⇒その次を表す言葉は？」を参加者に問いかけ、アイデアを紙に書いて掲げてもらいました。「これからは『本当の豊かさ』がテーマ」「未来をポジティブに考えたいので『EARTH(明日)』」など39の提案がありました。パネリストもそれぞれ、「アイデアの多様性」（入江さん）、「暮らし問題」、「幸せ Planetary Well-being」（上田さん）と提案しました。

最後に江守さんが、パネリストの若い二人の前向きな活躍に触れ、「ボトムアップを重要な要素として捉えれば、新しい方向性が見えてくるのではないか」と締めくくりました。

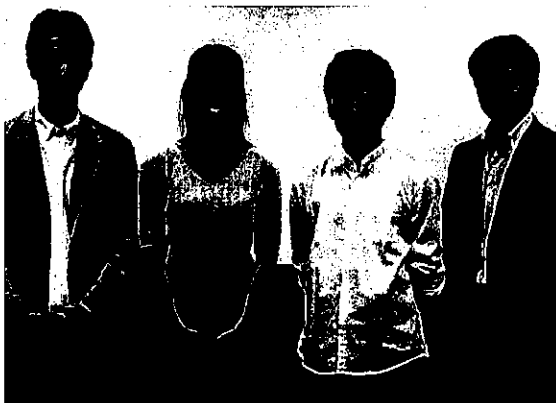
登壇者

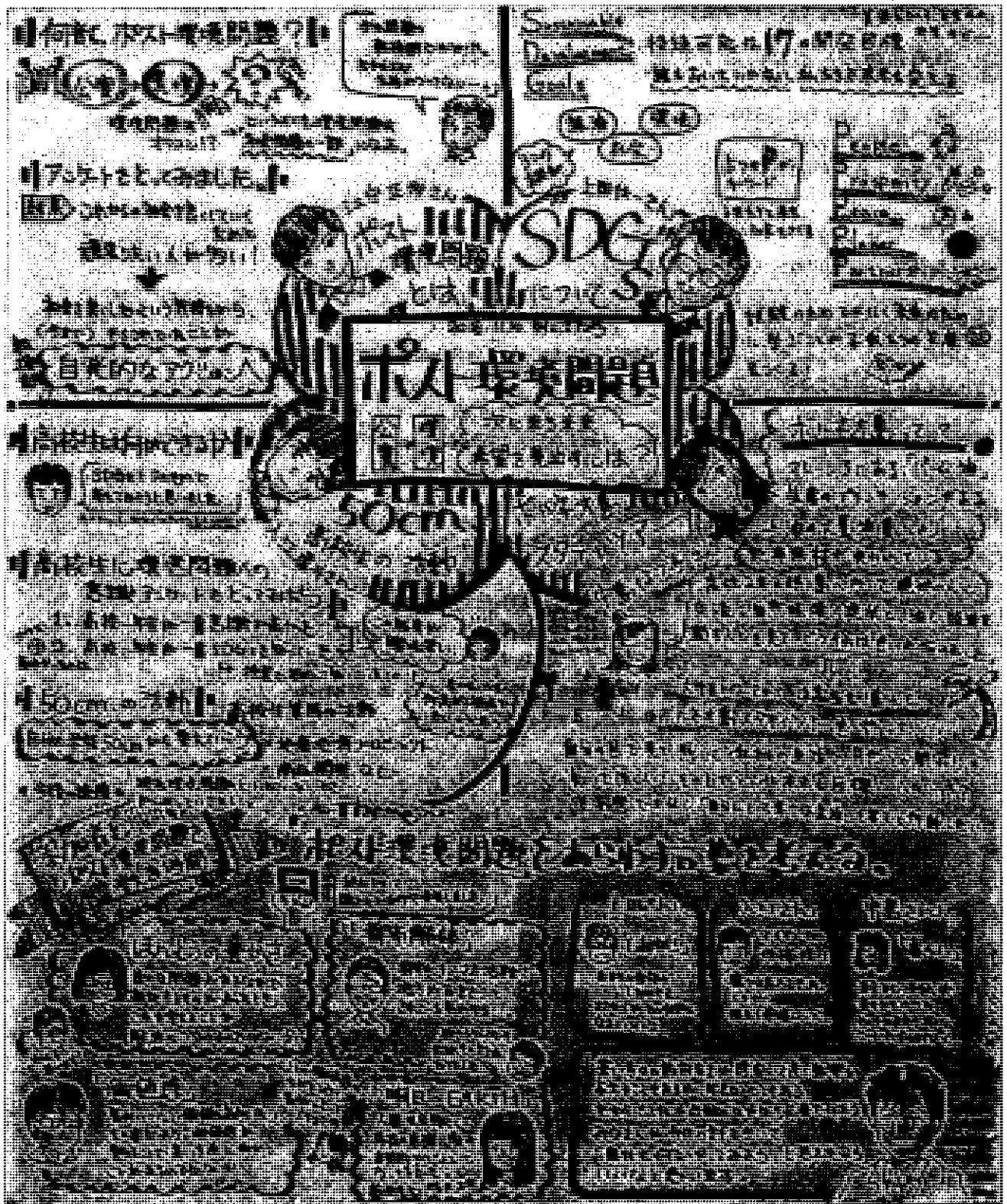
入江 遼斗 (SDGs達成のための学生団体50cm. 代表／東京都立国立高等学校2年)

中島 なつ子 (ボルネオ保全学生グループ (SGBC) 大学生副代表／筑波大学生物資源学類)

上田 壮一 (一般社団法人Think the Earth 理事)

江守 正多 (国立環境研究所地球環境研究センター 副センター長)





■ハイライト4

〈考える力〉とは何か？—思考の教育における哲学系諸学の役割

日 時：11/10（土）13:00-16:00

会 場：テレコムセンター 8階会議室B

出展者：日本学術会議第一部哲学委員会哲学・倫理・宗教教育分科会

概要

現在の教育改革の方向性として、PISAのキー・コンピテンシー教育、大学入試改革、「考え、議論する道徳」の教科化、新科目「公共」の導入、シチズンシップ教育などに見られるように、「考える力」を育てることがすべての学校教育の課題となっています。とりわけAIの発展によって、人間にしかできない創造的な思考が求められているといえます。しかしその「考える力」とはそもそもどのような力のことか、求められる「考える力」の内実とは何なのでしょう。「考える力」すなわち思考力は、哲学分野の伝統的な課題であるだけでなく、心理学、認知科学、人工知能研究など複数の科学分野に横断的に関係し、なにより教育における最重要テーマです。「考える力」とは何かを、改めて定義から問い直し、その教育の可能性と現代社会における意義、さらに教育評価の問題について議論しました。

登壇者

楠見 孝(京都大学大学院教育学研究科 教授)

松原 仁(公立はこだて未来大学複雑系知能学科 教授)

山内 清郎(立命館大学文学部 准教授)

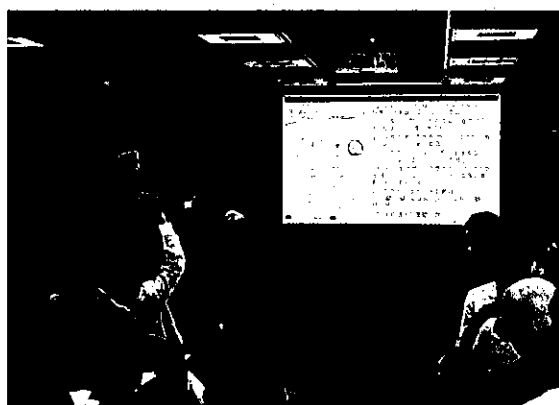
森田 美芽(大阪キリスト教短期大学 特任教授、日本学術会議 連携会員)

藤原 聖子(東京大学大学院人文社会系研究科 教授、日本学術会議第一部 会員)

一ノ瀬 正樹(武蔵野大学グローバル学部 教授、日本学術会議 連携会員)

中村 征樹(大阪大学全学教育推進機構 准教授、日本学術会議 連携会員)

河野 哲也(立教大学文学部 教授、日本学術会議 連携会員)





サイエンスアゴラ 2018 推進委員会

委員長 駒井 章治（奈良先端科学技術大学院大学 准教授）
委員 江守 正多（国立環境研究所地球環境研究センター 副研究センター長）
委員 廣常 啓一（新産業文化創出研究所 所長）
委員 藤原 聖子（東京大学大学院 人文社会系研究科 教授）
委員 松原 公実（三菱電機株式会社デザイン研究所 ソリューションデザイン部 次長）
委員 南澤 孝太（慶應義塾大学大学院 メディアデザイン研究科 准教授）
委員 宮野 公樹（京都大学学際融合教育研究推進センター 准教授）

2018 年 12 月現在

※敬称略

- 01 みえちゃう!タッチラリー2018 産業技術総合研究所 人工知能技術コンソーシアム
- 02 ★Innovation by Design —KYOTO Design Labがデザイン思考で取り組む3つのプロジェクト 京都工芸繊維大学 KYOTO Design Lab
- 03 Fashion Tech Lab 発明のその先へ、最新テクノロジーと共にデザインする力。 Fashion Tech Lab デジタルハリウッド大学院
- 04 ★サイボーグ、自動運転、洪水予測。未来の技術を使いこなせる? 東京大学 生産技術研究所 広報室
- 05 ★新たな災害時に途切れない教育システムの開発と検証 お茶の水女子大学 サイエンス&エデュケーションセンター
- 06 HARDWARE in your life! 〜ミライインキュベーション LAB MONOへようこそ!〜 Asia Startup Office MONO
- 07 ヨーロッパオープンサイエンスハウス 駐日欧州連合代表部
- 08 金魚人 〜体感する浮世絵の自然観〜 東京藝術大学COI拠点
- 09 Design X 三菱電機デザイン研究所
- 10 ご意見募集ボード 科学技術振興機構、SONY
- 11 IoTってなに? IoTで変わるスマート東京 東京都立産業技術研究センター
- 12 光の不思議 〜LED が生み出す省エネルギー社会〜 大阪府立大学 固体物性研究グループ
- 13 VRで体感しよう、地上の太陽、核融合! 量研 核融合エネルギー研究開発部門
- 14 宇宙への夢を馳せ、つくば学園都市の研究施設を知ろう つくばサイエンスツアーオフィス 茨城県科学技術振興財団
- 15 宇宙線って何だろう 〜宇宙ステーション内の即時線量計 高エネルギー加速器研究機構
- 16 ImPACT白坂プログラム「SAR衛星展示」 革新的研究開発推進プログラム(ImPACT)
- 17 4D2U/MITAKAの体験を通して自らの地球感を創ろう! 金沢工業大学カルチャー&サイエンスコミュニケーションプロジェクト
- 18 新提案「M(茗台)スケール」温帯低気圧に要注意! 文京区立茗台中学校
- 19 空気は力持ち!? 〜見えない空気を感じよう〜 岡山理科大学科学ボランティアセンター
- 20 触ってぶよぶよ! つまめるアクアボール 大阪工業大学 サイエンスアラカルトエコール
- 21 川の模型で実験 〜大雨が降ったらどうなるの??〜 リトルリバーリサーチ&デザイン
- 22 「海」もってきました。 〜海洋教育サポート事業の紹介〜 船の科学館「海の学びミュージアムサポート」
- 23 世界に一つの岩石標本製作 ―ジオパークを楽しもう! 日本ジオパークネットワーク
- 24 私たちの生活を支える海の小さな生き物たち 日本海洋学会教育問題研究会
- 25 小さな仲間「微生物」に顕微鏡でお目にかかろう♪ 日本微生物生態学会
- 26 ★生物多様性 〜外来生物と命の大切さ〜 生物多様性保全協会
- 27 生物のしくみやはたらきをひもとくハンドメイド作品を体感しよう! 神奈川工科大学 応用バイオ科学科
- 28 バイオリソースの重要性 ―カイコを事例に考える― 九州大学・日本蚕糸学会
- 29 ★ぐんま☆繭から生糸をつむごう☆スライムをつくろう☆ 樹徳高等学校 理科部
- 30 不思議だけどおもしろい! 量子ビームのワンダーランド 量子科学技術研究開発機構

- 31 原子・分子を見たい! 触れたい!! 日本コンピュータ化学会
- 32 モレキュリアス!今年は分子探偵! モレキュリアス! ~分子を感じよう~
- 33 分子からはじめるガラス細工 北里大学一般教育部 ガラス細工懇和会
- 34 ミクロの世界のおもしろさ ~原子模型であそぼう!~ 新学術領域「3D活性サイト科学」
- 35 生命をささえるタンパク質の「かたち」 大阪大蛋白研・PDBJ・広島市大・立命館大
- 36 体験! 発見! こころを生み出す脳のはたらき 量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所
- 37 “甘くない糖”の科学で拓くニッポン健康社会 東京工科大学 生物創薬研究室
- 38 MMラボ 一つくるとわかる わたしのからだ 川崎医科大学 現代医学教育博物館
- 39 遺伝カウンセラーと一緒にゲノム医療を考えよう! 大阪大学大学院医学系研究科・免疫学フロンティア研究センター
- 40 作物はこうして作られた! ~育種技術の軌跡と展望~ 農研機構 生物機能利用研究部門 遺伝子組換え研究推進室
- 41 将来の食料を賄うにはどのような方法が良いのか? JST PM育成・活躍推進プログラム プロジェクト
- 42 未来のスーパーフード「昆虫」を試食しよう! 一食卓で越境する NPO法人食用昆虫科学研究会
- 43 Find your WILL 自分の未来 同志社大学Share Your Value PJ
- 44 科学と遊び ~大学生にできること~ 東京大学サイエンスコミュニケーションサークルCAST
- 45 社会課題と科学技術をつなげる中間支援組織とは 大阪NPOセンター
- 46 求む、未来の理工系女子! 内閣府 男女共同参画局
- 47 「実務経験豊富な達人と、企業と学校のつながりについて語ろう!」 認定特定非営利活動法人「経営支援NPOクラブ」
- 48 南アフリカ —Living Laboratory Embassy of the Republic of South Africa
- 49 バリで見つけた学問の宝石箱:越境による未来の創造 バリ異分野融合研究者の会
- 50 楽しく世界の社会課題と解決への取り組みを学べる!オリジナルボードゲーム~Sustainable World 2030~体験会! 未来技術推進協会
- 51 創造しよう! 10年後のまち ~技術で輝く未来の暮らし~ 内閣府 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)
- 52 初心者が楽しく上達できるロボットプログラミング教材 Fingerpost/TEPIA
- 53 Unityを使ってゲーム開発を体験してみよう! ユニティ・テクノロジーズ・ジャパン合同会社
- 54 プログラミングで考えよう! 東京都立富士高等学校・附属中学校 科学探究部 物理班
- 55 こんなことまでできるの!? Scratchで簡単プログラミング 群馬県立藤岡中央高等学校理数科F.C.Lab
- 56 SkyBerryJAMでプログラミング体験 日鉄日立システムエンジニアリング&栃木工業高校
- 57 ドローンの飛び交う未来を! ~空の安全を考えよう~ 安全第一★プロペラ戦隊ドローンジャイ
- 58 君はステージクリエイター ~4コマLEDマンガの創出~ 松江高専電気情報工学科
- 59 映像装置で遊ぼう! 文系理科の時間 ミルクメディア@東京造形大学
- 60 紀元前の技術を今に ~アルキメデスのポンプを作ろう 慶應技術士会

- 61 砂で学ぼう! ~砂絵・サエでお絵描きしよう~ 国土防災技術
- 62 生き物っぽさ(=アニメシー)をつくろう 遊びとロボット研究専門委員会@日本ロボット学会・筑波大学柔軟ロボット学研究室
- 63 まちなかで科学体験! ~コロンブスの卵プロジェクト~ 八戸高専 科学部
- 64 同人誌からつながる科学コミュニケーション コミックマーケットの科学系サークル連合
- 65 図形と空間の不思議 ~数え詰め模様で遊ぼう~ 日本テレレーション デザイン協会
- 66 いつでもいっしょに Science Now! 埼玉県立浦和東高等学校・SPP
- 67 バイキンズワールド2018 大阪市立大学x国立感染症研究所xノウション
- 68 創作マジックで科学の知の扉を開け! 富山大学 工学部 科学マジックプロジェクト
- 69 化学は∞(無限大)!? ~身近な化学をゲームで学ぼう~ 日本大学理工学部 化学教材研究会
- 70 UTokyo: Looking Forward 東京大学
- 101 開幕セレモニー 科学技術振興機構
- 102 基調講演 科学技術振興機構
- 103 SDGs 達成の先に何を見るか - 未来の幸福をデザインする社会の共創 科学技術振興機構
- 104 よしもとロボットプログラミング特別教室 for SDGs よしもとロボット研究所、JSTサイエンスアゴラ事務局 協力:ソフトバンク ロボティクス株式会社
- 105 ★Fashion Tech Lab 発明のその先へ、最新テクノロジーと共にデザインする力。 Fashion Tech Lab デジタルハリウッド大学院
- 106 出展者交流会 科学技術振興機構「科学と社会」推進部
- 107 Social Haptics: 身体感覚の共有による共感的コミュニティの創出に向けて 科学技術振興機構
RISTEX「日本の Wellbeing を促進する情報技術のためのガイドラインの策定と普及」
ACCEL「触覚色に立脚した身体性メディア技術の基盤構築と応用展開」
- 108 ★“未来総理”になって考える日本の未来 科学技術振興機構 理数学習推進部、産学連携展開部、社会技術研究開発センター、「科学と社会」推進部
- 109 絶滅危惧種救済アクション ~AIロボと持続可能社会を考える 東京+金沢+大阪 高校生 United ~ SeaGlobe
- 110 祝 キュリー夫人理科教室 110 年 サイエンススタジオ・マリー(SSM)
- 111 血液ってなんだろう? 南相馬サイエンスラボ
- 112 九州大学CSTIPS STSステートメントサイエンス・セッション 九州大学 科学技術イノベーション政策教育研究センター(CSTIPS)
- 113 学校 × 科学館 ~より深い学びの実現に向けて~ 日本科学未来館
- 114 「わからない」を楽しもう ゆるげぶ
- 115 日本で発展した蚕糸科学・蚕糸技術を学び、未来へ紡ぐアイデアを皆で考えよう 日本蚕糸学会
- 116 熱音響エンジンと吉備津神社の鳴釜神事 岡山県立倉敷天城中学校・高等学校 熱音響エンジン研究班
- 117 科学で世界をつなぐ The Science Bridge
- 118 目に鮮やかな化学反応 ~繰り返す色の変化~ 桜美林大学 リベラルアーツ学群
- 119 あなたにぴったりの学問みつけます。ナビスコラ「NaviSchola」 宮野 公樹
- 120 【親子で体験しよう!!】AIがわかること・わからないこと 滋賀大学学生プロジェクト

- 121** エネルギーミックスを考える教材「エネルギーサーキット」体験会 香川高等専門学校 技術教育支援室
- 122** 科学の「基礎」をめぐる3つの旅 ～travelling museum～ 博物倶楽部
- 123** 未来館ボランティア サイエンストーク 日本科学未来館ボランティア
- 124** カードゲームと問いつくりで「持続可能な開発目標 SDGs」について考え、対話するハテナソン! 京都産業大学+ハテナソン共創ラボ
- 125** 子ども科学オリンピック アルミ缶で平賀源内に挑戦 ニコニコ科学研究所
- 126** 未来のスーパーフード「昆虫」をデザインする ―食卓で越境する― 食用昆虫科学研究会
- 127** 身近な DNA ～正しい知識で正しく判断～ かずさ DNA 研究所
- 128** ポスト環境問題 ～公害⇒環境⇒次にくる未来に希望を見出すには?～ 国立環境研究所 社会対話・協働推進オフィス
- 129** 安全な「水」の科学技術を考える 科学技術振興機構 研究開発戦略センター、COIプログラム「アクア・イノベーション」拠点
- 130** 日本の科学技術の盲点!? ～中小・ベンチャー企業支援の現場から生まれた疑問・課題を徹底討論～ PwC コンサルティング
- 131** 超スマート社会と SDGs 日本学術会議 科学と社会委員会 市民と科学の対話分科会
- 133** ★感染症克服を目指したオールジャパン戦略 感染症研究教育拠点連合
- 134** 〈考える力〉とは何か? ―思考の教育における哲学系諸学の役割 日本学術会議第一部哲学委員会哲学・倫理・宗教教育分科会
- 135** ゲノム編集と実験動物 セツロテック
- 136** 地域での発達障害支援を考えよう ～うちの子、少し違うかも…Final 科学技術振興機構 社会技術研究開発センター
- 137** Society 5.0 における学びとは? ～AI 技術は学びを変えうるのか 科学技術振興機構 戦略研究推進部
- 138** 感染による下痢と食中毒 ～東南アジアでコレラに挑む～ 大阪大学微生物病研究所
- 139** ヒトの生命情報を研究に活かすためのサービス 科学技術振興機構 バイオサイエンスデータベースセンター
- 140** 数学で読み解く同期現象 ～メトロノームはなぜ揃う?～ 九州大学 マス・フォア・インダストリ研究所
- 141** 本音で語るハラスメント ～今のままでいいんですか?～ 三輪佳子・榎木英介・坂内博子
- 142** 一人ひとりが考える、科学と社会の“望ましさ” 政策研究大学院大学 SciREXセンター
- 143** 光科学シンポジウム「越境する光科学 パートⅡ」 科学技術振興機構
- 144** ドローンでつなげ! 私たちの未来 慶應義塾大学 SFC 研究所ドローン社会共創コンソーシアム
- 145** ステークホルダー会議「ゲノム編集野菜、食べますか」 くらしとバイオプラザ 21
- 146** 理系で広がる私の未来 ―STEM Girls Ambassadors トークセッション 内閣府男女共同参画局、科学技術振興機構
- 147** 対話で作る、明るく豊かな低炭素社会シナリオ 2018 科学技術振興機構 低炭素社会戦略センター(LCS)
- 148** 世代を越えて共に学びつなげる科学技術のあり方 日本技術士会
- 149** 博士の民間企業へのキャリアパス ―先輩たちの活躍(パネルディスカッション) 科学技術振興機構 JREC-IN Portal
- 150** ジュニアドクター育成塾 サイエンスカンファレンス 2018 科学技術振興機構 理数学習推進部ジュニアドクター育成塾事務局
- 151** ジュニアドクターと科学的探究を楽しむ! サイエンスワークショップ 科学技術振興機構 理数学習推進部ジュニアドクター育成塾事務局

★注目企画

サイエンスアゴラ連携企画

サイエンスアゴラ in KOBE ～科学・技術って誰のもの?～

■概要:

日時:2018年11月23日(金・祝)10:00～12:00

会場:甲南大学 ポートアイランドキャンパス 7F レクチャーホール

主催:公益財団法人神戸医療産業都市推進機構/神戸市

共催:国立研究開発法人理化学研究所/神戸大学/甲南大学/国立研究開発法人科学技術振興機構

登壇者:【基調講演】「細胞がくっついたり離れたりー組織の維持と崩壊のしくみ」

竹市 雅俊氏(国立研究開発法人理化学研究所 生命機能科学研究センター 高次構造形成研究チーム チームリーダー)

【トークセッション】～地元高校生を交えて～

竹市 雅俊氏(国立研究開発法人理化学研究所 生命機能科学研究センター 高次構造形成研究チーム チームリーダー)

池田 茂氏(甲南大学 理工学部 機能分子化学科 教授)

堀 久美子氏(神戸大学大学院 システム情報学研究科 助教)

高校生代表 4名(兵庫県立神戸高等学校、神戸市立六甲アイランド高等学校、神戸大学附属中等教育学校、甲南高等学校)

【ファシリテーター】

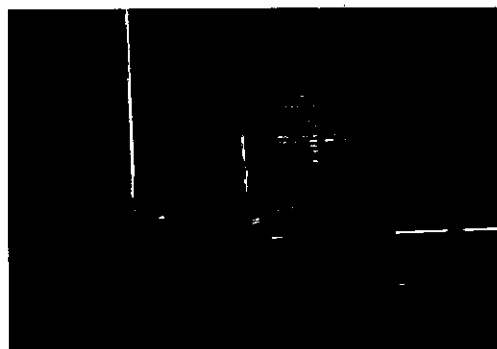
本田 隆行氏(科学コミュニケーター)

■内容:

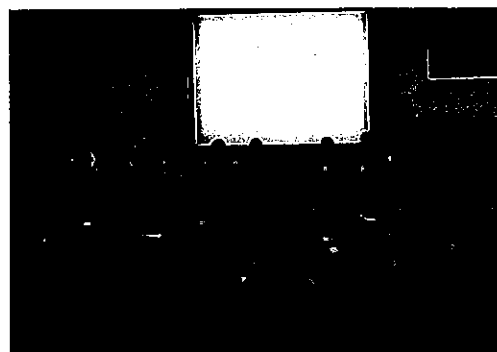
11月23日(金・祝)に甲南大学ポートアイランドキャンパス レクチャーホールにて「サイエンスアゴラ in KOBE～科学・技術って誰のもの?～」を共催致しました。JSTでは、東京・お台場で毎年開催されるサイエンスアゴラの連携企画として、地域の課題を捉えた自律的な活動と連携し、地域における対話・協働の場を創出・提供することを目的とした地方開催のサイエンスアゴラを展開しています。

科学・技術は専門家の中で閉じたものではなく、社会の中で様々な形で活用されています。科学・技術をどのように活用し、発達させていくのか。最先端研究を行う研究者と高校生が一堂に会して、立場や世代を越えて科学と社会のこれからをともに考えました。

理化学研究所 竹市雅俊先生の基調講演「細胞がくっついたり離れたりー組織の維持と崩壊のしくみ」に続き、甲南大学の池田茂先生、神戸大学の堀久美子先生、高校生代表 4名(兵庫県立神戸高等学校、神戸市立六甲アイランド高等学校、神戸大学附属中等教育学校、甲南高等学校)にもご登壇頂きトークセッションを行いました。参加178名の満員の会場に於いて、研究者と高校生の間で活発な意見交換が行われ、特に高校生の科学・技術に対する気づきの一助となったようです。多くの参加者から大変有意義なイベントであったとお言葉も頂き、盛会のうちに終わることができました。



竹市先生(理化学研究所)の基調講演



高校生とのトークセッション

サイエンスアゴラ2019

2019年11月 東京・お台場地域にて開催

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

サイエンスアゴラ2018

お問い合わせ先：国立研究開発法人 科学技術振興機構「科学と社会」推進部 サイエンスアゴラ事務局
〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ 8 階 TEL：03-5214-7493 Fax. 03-5214-8088 Email：agora@jst.go.jp

○国立研究開発法人科学技術振興機構法

(平成 14 年 12 月 13 日法律第 158 号)

改正 平成 16 年 6 月 23 日法律第 130 号

平成 22 年 5 月 28 日法律第 37 号

平成 25 年 12 月 13 日法律第 99 号 (抄)

平成 26 年 2 月 17 日法律第 1 号

平成 26 年 6 月 13 日法律第 67 号

平成 30 年 12 月 14 日法律第 94 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)
- 第 2 章 役員及び職員(第 10 条—第 17 条)
- 第 3 章 業務等(第 18 条—第 20 条)
- 第 4 章 雑則(第 21 条—第 25 条)
- 第 5 章 罰則(第 26 条—第 28 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、国立研究開発法人科学技術振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術(人文科学のみに係るものを除く。次項及び第 3 項並びに第 18 条において同じ。)に関する研究及び開発(以下「研究開発」という。)の成果であつて、企業化されていないものをいう。

2 この法律において「基盤的研究開発」とは、次の各号のいずれかに該当する研究開発をいう。

- (1) 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する共通的な研究開発
- (2) 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する研究開発であつて、多数部門の協力を要する総合的なもの

3 この法律において「企業化開発」とは、科学技術に関する研究開発の成果を企業の規模において実施することにより、これを企業化することができるようにすることをいう。

4 この法律において「科学技術情報」とは、科学技術に関する情報をいう。

(名称)

第 3 条 この法律及び独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人科学技術振興機構とする。

(機構の目的)

第 4 条 国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

(国立研究開発法人)

第4条の2 機構は、通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人とする。

(事務所)

第5条 機構は、主たる事務所を埼玉県に置く。

(資本金)

第6条 機構の資本金は、附則第3条第1項、第2項及び第5項の規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

4 政府は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物(以下この条において「土地等」という。)を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 政府及び政府以外の者は、第2項の認可があった場合において、機構に出資しようとするときは、文献に係る第18条第5号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)のうち政令で定めるもの(以下「文献情報提供業務」という。)又はその他の業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額(土地等を出資の目的とする場合にあっては、土地等)を示すものとする。

(出資証券)

第7条 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第8条 機構は、通則法第46条の2第1項若しくは第2項の規定による国庫への納付又は通則法第46条の3第3項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(名称の使用制限)

第9条 機構でない者は、科学技術振興機構という名称を用いてはならない。

第2章 役員及び職員

(役員)

第10条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置く。

2 機構に、役員として、理事4人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第11条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第 19 条第 2 項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第 19 条第 2 項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(理事の任期)

第 12 条 理事の任期は、2 年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第 13 条 通則法第 22 条の規定にかかわらず、教育公務員又は研究公務員で政令で定めるもの(次条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、非常勤の理事又は監事となることができる。

第 14 条 通則法第 22 条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

(1) 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(2) 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

第 15 条 機構の理事長の解任に関する通則法第 23 条第 1 項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人科学技術振興機構法(平成 14 年法律第 158 号)第 14 条」とする。

2 機構の理事及び監事の解任に関する通則法第 23 条第 1 項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに国立研究開発法人科学技術振興機構法(平成 14 年法律第 158 号)第 13 条及び第 14 条」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第 16 条 機構の役員及び職員は、第 18 条第 1 号から第 4 号まで、第 6 号、第 7 号及び第 9 号に掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第 17 条 機構の役員及び職員は、刑法(明治 40 年法律第 45 号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第 3 章 業務等

(業務の範囲)

第 18 条 機構は、第 4 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。

(2) 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。

(3) 前 2 号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(4) 新技術の企業化開発について企業等にあっせんすること。

(5) 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。

(6) 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、次に掲げる業務(大学における研究に係るものを除く。)を行うこと。

イ 研究集会の開催、外国の研究者のための宿舍の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務

ロ 科学技術に関する研究開発を共同して行うこと(営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。)についてあつせんする業務

(7) 前2号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること(大学における研究に係るものを除く。)

(8) 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。

(9) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第34条の6第1項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

(10) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(株式等の取得及び保有)

第18条の2 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第34条の5第1項及び第2項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

(基金の設置等)

第18条の3 機構は、文部科学大臣が通則法第35条の4第1項に規定する中長期目標において第18条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金(次項及び次条第2項において「基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

(区分経理)

第19条 機構は、文献情報提供業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「文献情報提供勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 機構は、前条第1項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

(利益及び損失の処理の特例等)

第20条 機構は、文献情報提供勘定以外の一般の勘定(以下「一般勘定」という。)において、通則法第35条の4第2項第1号に規定する中長期目標の期間(以下この項において「中長期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第35条の5第1項の認可を受けた中長期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第18条に規定する業務(文献情報提供業務を除く。)の財源に充てることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 機構は、第1項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 文献情報提供勘定における通則法第44条第1項ただし書の規定の適用については、同項中「第3項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第3項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、文献情報提供勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第1項中「通則法第44条第1項」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた通則法第44条第1項」と、「第18条に規定する業務(文献情報提供業務を除く。)」とあるのは「文献情報提供業務」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第4章 雑則

(関係行政機関の長の協力)

- 第21条 関係行政機関の長は、機構の行う科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする。

(機構の解散時における残余財産の分配等)

- 第22条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、文献情報提供勘定に属する額に相当する額を文献情報提供勘定に係る各出資者に対し、一般勘定に属する額に相当する額を一般勘定に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

- 2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。
- 3 第1項の規定による分配の結果なお文献情報提供勘定に残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

(主務大臣等)

- 第23条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

第24条 削除

(国家公務員宿舍法の適用除外)

- 第25条 国家公務員宿舍法(昭和24年法律第117号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第5章 罰則

- 第26条 第16条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 第27条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、20万円以下の過料に処する。

- (1) この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

(2) 第18条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第28条 第9条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第6条から第9条まで及び第11条の規定 平成15年10月1日

(2) 附則第12条の規定 平成15年10月1日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)の施行の日のいずれか遅い日

(事業団の解散等)

第2条 科学技術振興事業団(以下「事業団」という。)は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に事業団が有する権利(附則第6条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法(平成8年法律第27号。以下「旧事業団法」という。)第49条第1項に規定する一般勘定(以下「旧一般勘定」という。)に属する資産に限る。)のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 事業団の平成15年4月1日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

5 事業団の平成15年4月1日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 事業団が発行した出資証券の上に存在する質権は、第7条第1項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。

7 事業団の解散については、旧事業団法第49条第1項及び第2項の規定による残余財産の分配は、行わない。

8 第1項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(機構への出資)

第3条 前条第1項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び機構が承継する旧一般勘定の資産の価額の合計額から機構が承継する旧一般勘定の負債の金額を差し引いた額(以下「旧一般勘定純資産額」という。)に、事業団に対する旧一般勘定における政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し文献情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

2 前条第1項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する旧一般勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資のあったものとされた額を差し引いた額は、政府から

機構に対し文献情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

- 3 前2項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 5 前条第1項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する旧事業団法第39条に規定する文献情報提供勘定(以下「旧文献勘定」という。)における政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、政府及び当該政府以外の者から機構に対し文献情報提供業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。
- 6 前条第1項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、旧文献勘定において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文献情報提供勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

(持分の払戻し)

第4条 前条第1項又は第5項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から起算して1月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

- 2 機構は、前項の規定による請求があったときは、第8条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる政府以外の者の区分に応じ、当該各号に定める金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

(1) 前条第1項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者 当該政府以外の者が有する旧一般勘定純資産額に対する持分に相当する金額(その金額が当該持分に係る旧一般勘定における出資額を超えときは、当該旧一般勘定における出資額に相当する金額)

(2) 前条第5項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者 当該政府以外の者が有する附則第2条第1項の規定による承継の際において現に事業団に属する旧文献勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する持分に相当する金額

- 3 前条第3項及び第4項の規定は、前項第2号の資産の価額について準用する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第5条 この法律の施行の際現に科学技術振興機構という名称を使用している者については、第9条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

(革新的新技術研究開発基金)

第5条の2 機構は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、平成25年度の一般会計補正予算(第1号)により交付される補助金により、平成31年3月31日までの間に限り、第18条第1号に掲げる業務のうち革新的な新技術の創出に係るもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金(以下「革新的新技術研究開発基金」という。)を設けるものとする。

- 2 革新的新技術研究開発基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、革新的新技術研究開発基金に充てるものとする。
- 3 通則法第47条及び第67条(第7号に係る部分に限る。)の規定は、革新的新技術研究開発基金の運用について準用する。この場合において、通則法第47条第3号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。
- 4 機構は、革新的新技術研究開発基金を廃止する場合において、革新的新技術研究開発基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

(業務方法書)

- 第5条の3 文部科学大臣は、通則法第28条第1項の規定による業務方法書(前条第1項に規定する業務(革新的新技術研究開発基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「革新的新技術研究開発業務」という。)に係る部分に限る。次項において同じ。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。
- 2 文部科学大臣は、通則法第28条第2項の規定により、業務方法書に記載すべき事項に係る文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

(中長期目標及び中長期計画)

- 第5条の4 文部科学大臣は、通則法第35条の4第1項の規定により、中長期目標(革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。
- 2 文部科学大臣は、通則法第35条の5第1項の規定による中長期計画(革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

(区分経理)

- 第5条の5 機構は、革新的新技術研究開発業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

(国会への報告等)

- 第5条の6 機構は、毎事業年度、革新的新技術研究開発業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。
- 2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

(過料)

- 第5条の7 附則第5条の2第3項において準用する通則法第47条の規定に違反して革新的新技術研究開発基金を運用した場合には、その違反行為をした機構の役員は、20万円以下の過料に処する。

(科学技術振興事業団法の廃止)

- 第6条 科学技術振興事業団法は、廃止する。

(科学技術振興事業団法の廃止に伴う経過措置)

第7条 前条の規定の施行前に旧事業団法(第13条及び第27条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第8条 附則第6条の規定の施行前にした行為及び附則第2条第5項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第9条 事業団の役員、顧問若しくは職員又は新技術審議会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務及び新技術事業団の役員若しくは職員又は新技術審議会の委員であった者に係るその職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、附則第6条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第6条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第10条 附則第2条から第5条まで及び第7条から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第11条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の一部を次のように改正する。

別表第1 科学技術振興事業団の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第12条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表科学技術振興事業団の項を削る。

附 則(平成16年6月23日法律第130号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成16年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)

(2) 第2条、第7条、第10条、第13条及び第18条並びに附則第9条から第15条まで、第28条から第36条まで及び第38条から第76条の2までの規定 平成17年4月1日

附 則(平成22年5月28日法律第37号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第34条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成25年12月13日法律第99号(抄))

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第1条中研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第2条の改正規定、同法第15条の次に一条を加える改正規定、同法第43条の次に一条を加える改正規定及び同法別表を別表第1とし、同表の次に一表を加える改正規定、第2条の規定並びに附則第4条から第8条までの規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月17日法律第1号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年6月13日法律第67号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第14条第2項、第18条及び第30条の規定 公布の日

(2) 附則第9条の規定 この法律の公布の日又は独立行政法人日本医療研究開発機構法の公布の日のいずれか遅い日

(課税の特例)

第27条 通則法第1条第1項に規定する個別法及び新通則法第4条第2項の規定によりその名称中に国立研究開発法人という文字を使用するものとされた新通則法第2条第1項に規定する独立行政法人が当該名称の変更に伴い受ける名義人の名称の変更の登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(処分等の効力)

第28条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第29条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第30条 附則第3条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則(平成30年12月14日法律第94号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第35条 この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。